

予防技術検定の実施に関する公示

消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）第1条第1号に定める予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの（予防技術検定）の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

一般財団法人消防試験研究センター
理 事 長 長 谷 川 彰 一

1 検定実施年月日

令和7年12月7日（日）午後2時00分から午後4時30分

2 検定区分

防火査察・消防用設備等・危険物の3区分

3 検定科目

13号告示第6条に定める科目とする。

なお、法律、政令、省令、告示等については、令和7年4月1日を基準として施行されている内容とする。

4 検定会場

別表のとおりとする。

5 受検申請期間

令和7年7月8日（火）から8月31日（日）まで

6 受検申請方法

電子（インターネット）

7 受検案内

一般財団法人消防試験研究センターホームページをご覧ください。

8 合格発表日

令和8年1月9日（金）（予定）

9 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号

大同生命霞が関ビル19階

電話番号 050（3803）9297・9298

FAX番号 03（5511）2751

ホームページアドレス <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>